

# 建 森 全

## 第173号

令和6年5月17日

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3  
永田町ビル4階

一般社団法人  
全国森林土木建設業協会

発行責任者 川野康朗  
TEL.03-3581-3336  
FAX.03-3581-3341

林野庁においては、これまででも  
厳しい施工条件を適切に反映した  
設計・積算による森林土木工事の  
円滑な発注及び施工体制の確保に  
向けて、様々な取組みが進められ  
てきたところです。その柱となる  
工事費の算定に必要な事項を定め  
た森林整備保全事業設計積算要領

### 令和6年度 森林整備保全事業 設計積算要領等の 改正の概要

『令和6年度労働安全ポスター』



一般社団法人  
全国森林土木建設業協会

等の改正について、その概要を紹介  
します。詳細については林野庁  
ホームページ  
[https://www.rinyamaff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan\\_kijun.html](https://www.rinyamaff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html)  
に掲載（この中で「令和6年4月  
1日から適用」と記載されたもの  
が今回の改正分）されていますの  
で、これをご覧ください。

1 森林整備保全事業設計積算要  
領関係

(1) 間接工事費率（共通仮設費率）  
の見直し

治山・地すべり防止工事、道路  
工事の共通仮設費率について、対  
象額（直接工事費）に応じて算定  
方式の見直し（独自の補正方式の  
追加）を行った。これにより共通  
仮設費の積算額について1〜2%  
程度のアップが見込まれる。

(2) 工期の設定における不稼働日に  
暑さ指数を反映

工期の設定における不稼働日の  
算定因子となる雨休率について、  
これまでの「降雨降雪等の年間の  
発生率」を「天候等による作業不  
能日」に見直し、新たに暑さ指数  
（WBGT）が31以上の時間を足し  
合わせた日数を追加することによ  
り、近年の気象状況の変化を反映  
した工期が設定できるようにし  
た。

(3) 通信環境の整備に係る設計積算  
の追加

情報通信網が脆弱な山間奥地に  
おける緊急連絡体制の確保や遠隔  
臨場の実施等を図るため、衛星通  
信機器及び衛星携帯電話等のリー  
ス代金等について、共通仮設費（安  
全費、技術管理費）に積み上げ計  
上できることとした。

(4)建設機械の自走による運搬経費の設計積算の追加

質量20t未満のクローラ式の建設機械が林道等を自走により搬入・搬出する場合、新たに自走による走行距離に応じた走行時間を、機械運転経費として共通仮設費の運搬費に積み上げ計上できることとした。また、これら建設機械の自走に伴い、林道等の路面を損傷させるおそれがある場合は、敷鉄板等による路面損傷防止対策の費用を別途計上できることとした。

2 森林整備保全事業標準歩掛関係

(1)治山工事関係

① 治山ダム工の増厚・高上に係る型枠組立の積算の見直し

治山ダム工の増厚・高上を行う際の型枠組立において、型枠支持材にケミカルアンカー等を使用する場合が大半を占める施工実態を踏まえ、これらの積算については現行歩掛を適用せず、別途積算できることとした。

② コンクリートポンプ車打設の積算の見直し

コンクリートポンプ専門業者の圧送料金には、打設1回あたり固定の基本料金や最低限度の打設量が設定されている場合が大半を占める施工実態を踏まえ、

標準歩掛の適用が適当でない場合は、これら打設回数に応じた基本料金について、専門業者の圧送料金相当額として見積り徴収することにより積算できる方法が追加された。

(2)林道工事関係(盛土工)

施工実態調査を踏まえ、盛土工について、従来のブルドーザとタイヤローラによる施工を見直し、バックホウと振動ローラの組み合わせによる歩掛が新たに設定された。これにより、林道工事の盛土工に係る工事費の積算額について相当程度のアップが見込まれる。

令和5年度技術・労働委員会における  
改善要望事項に対する  
林野庁の回答について

令和5年11月7日に開催された令和5年度の技術・労働委員会につきましましては、前回の会報(172号)にその開催概要を掲載したところですが、各都道府県協(議)会からお寄せいただいた改善要望事項について、林野庁におけるその後の取組み等を踏まえ、あらた

めて令和6年度当初時点での林野庁における対応の考え方について整理いただいたところです。

以下、個々の要望内容を踏まえ、「設計」、「歩掛」、「積算」、「その他」に区分し、それぞれに対する回答として掲載します。なお、これら林野庁の回答のうち、令和6年度森林整備保全事業設計積算要領等の改正に関するものについては、前述の改正の概要を併せてご覧下さい。

全森建としましては、「選ばれる森林土木」に向けたこれまでの林野庁のご尽力に感謝するとともに、厳しい施工条件下でも適正な利潤や担い手が確保できるような設計・積算と円滑な事業実行に向けて、今後とも会員の皆様からご意見をいただきながら、技術・労働委員会を中心とした林野庁への要望活動等に取組んで参ります。これら設計・積算や歩掛等の見直しの根拠となる林野庁による施工実態調査への協力を含め、引き続きよろしく願います。

改善要望事項

A 設計関係

1 地域の実情に応じたプレキャスト製品の積極的な活用について

〔改善要望の内容〕

当地域においては、現在、公共事業で利用可能な生コン会社は実質的に1社しかなく、同社の都合により、遠距離(1時間程度以上)の現場へは生コンの予約ができず、近距離の現場においても、コンクリート谷止工事等においては、コンクリート打設高の制約等から、比較的少量の運搬について複数回の予約を入れることとなり、打設計画等の変更が生じた場合などは、運搬量の多い他の工事が優先されることから、工事に大幅な遅れが生じ、最終的に工事の採算が取れないケースも生じている。

このため、発注者側も資材運搬路の勾配等の施工条件に応じて、鋼製谷止工により設計・発注する等の配慮をいただいているところであるが、全ての現場でこのようなプレキャスト製品による設計は困難とのことである。

については、生コンの供給状況等を含めた個々の工事箇所の施工条件を幅広く勘案いただいた上で、適正な利潤が得られるとともに、工事現場の生産性の向上等にもつながるような鋼製資材等のプレキャスト製品を活用した構造物の計画・設計がさらに柔軟な形で進め

られるよう要望する。

### 〔回答〕

作業の省力化や生産性の向上及び工期の短縮に資することが可能な二次製品（プレキャスト製品等）については、施工現場の現場条件や運搬条件等を考慮して選択することが可能となっており、それぞれの現場において、施設の設置の目的に最適となるよう比較等を実施し計画するよう都道府県に助言してまいります。

また、設計に当たって、設置箇所の自然条件や生コンクリートの供給状況等を含めて、個々の工事箇所の施工条件等を踏まえ、安定性、施工性、経済性等を十分検討することを改めて都道府県等へ指導していきたいと考えています。

さらに、森林土木工事において生産性の向上や工期短縮等が一層重要となっていることを踏まえ、施工性の高い工種・工法の適用を促進するため、プレキャスト工法等の適用の促進及び適用に当たつての留意事項等を示した「森林土木工事における施工性の高い工種・工法の適用促進について」（令和 5 年 12 月 21 日付け 5 林整計第 650 号）を森林管理局あて通知し、あわせて都道府県へも周知し

たところであり、今後もこれらの活用促進を進めていく考えです。

### 2 構造物の基礎材について

#### 〔改善要望の内容〕

森林整備保全事業における重力式擁壁や L 型擁壁の基礎材の栗石が入手しづらいので、再生砕石等への変更をお願いしたい。

#### 〔回答〕

擁壁等の基礎地盤の条件については、滑動摩擦係数の標準を岩盤の 0・7 とし、岩盤以外の土質等において、割栗石、良質な岩砕などによる基礎地盤を設けない際は、0・6 とすることとしており、再生材の場合は、吸水率等の条件により強度や変形特性等が異なることから、これら構造物の規格等が変更になる可能性があり、一律に栗石等の代替材とすることは困難であることをご理解願います。

なお、資材の流通状況等個別の状況については、発注者と協議していただくようお願いいたします

### B 歩掛関係

#### 1 林業専用道の施工機械の選定

##### について

#### 〔改善要望の内容〕

林業専用道の路床作設以降の土

工作業における使用機械は、森林整備保全事業標準歩掛 1・3 機械土工（土砂） 2 掘削法及び機種選定（土砂）において、0・45<sup>3</sup>m<sup>3</sup>バックホウが標準となっているが、路床内で機械が稼働する場合、路肩を傷めるほか、余裕幅がないため施工能力が著しく低下するため、実際には 0・2<sup>3</sup>m<sup>3</sup>バックホウを使用している。

また、森林整備保全事業標準歩掛 1・9・1 盛土（ブルドーザ敷均し）（狭幅）において、盛土敷均し・転圧締固めについては 3 t プルを使用することとされているが、現在主要メーカーでは 3 t プルが生産されておらず、リース会社で借りることができないため、実際は小型バックホウで行っている。

林道事業の作業機械の選定は、現場条件等により別途考慮できることとなっており、路床作設以降の土工作業や盛土敷均し・転圧締固めについては、路肩を痛めず路床内での適切な作業効率で実施可能な 0・2<sup>3</sup>m<sup>3</sup>バックホウによる設計としていただきたい。

#### 〔回答〕

標準歩掛は標準的な施工が行われた場合の労務・材料・機械等の規格や所要量を工種ごとに設定し

たものであり、標準歩掛で設定されている適用機種は実際の施工機種を指定するものではありません。

建設機械の機種選定に当たっては、現場実態に即した機種を選定し、選定した機種の作業量等に応じて積算することとしており、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないなど、適用機種での施工が困難な場合は設計変更の対象となりますので、発注者と協議してください。

また、盛土工の施工実態調査の結果を受け、従来のブルドーザとタイヤローラによる施工を見直し、バックホウと振動ローラの組合せによる「林道工事における盛土工」歩掛を新たに設定（R6・4・1 から適用）したところです。

### 2 気温を考慮した防寒養生費の

#### 算定について

#### 〔改善要望の内容〕

防寒養生については、全道同一の単価で積算されているが、道内の冬期間の気温は、緯度、積雪、地域周辺の地形や立地条件により、大きく異なり、それぞれの施工箇所の気温により防寒養生に必要な熱量も異なることから、これら施工箇所ごとの気温を考慮した防寒養生費を算出できるよう要望する。

## 〔回答〕

外気温等の自然条件は各地域で異なるため、それらを考慮した設計積算については、各都道府県において検討されるものであると考えますが、寒中コンクリートの施工に当たり、設計図書に示す品質が得られない積算となっている場合は、発注者と協議するようお願いいたします。

3 山腹工等における昇降階段設置歩掛の作成について  
〔改善要望の内容〕

山腹工事等における昇降階段は、現在、単管傾斜足場の歩掛を準用して積算（森林整備保全事業標準歩掛の「第1編第8・8・5足場工」（令和4年度治山林道必携P618））しているが、当歩掛による積算では作業員の安全確保等に必要な手すりやステップの数量が十分設置できず、受注者負担となっている状況にある。

このため、斜面長や勾配等に応じた手すりやステップの数量が積算に反映されるよう、山腹工事等における昇降階段の設置歩掛を作成していただきたい。

## 〔回答〕

単管傾斜足場は構造物を構築

するための仮設であり、山腹工事における昇降階段として設置することは適切でないと考えられるので、このような安全施設の設計の考え方が設計図書に明示されていない場合等は、入札公告期間中に質問回答により確認するようお願いいたします。

また、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しない場合は発注者と協議していただき、必要と認められる場合は設計変更の対象となります。

なお、山腹工事における昇降階段は施工区域内に歩道等の通路がなく、歩行が困難な場合に見積り等により計上することとしています。

4 コンクリートポンプ車打設の適切な積算について  
〔改善要望の内容〕

コンクリートポンプ車打設歩掛は、ブーム打設と配管打設（30mほどの圧送管組立・撤去労務を含む）が同じであり、圧送管実延長30mを越える部分については、1現場当たり1回仮設費として積算するとなっている「必携P819, 820」。

これに対し、近年、治山工事現場は施工箇所奥地化等に伴い、

配管打設になることが多くなっている。配管打設では、30m以内でも配管の配置換え等があり、また、延長や地形の高低差から高圧圧送となることが多く、ポンプ車及び配管の経費が受注者負担となっている。

このため、歩掛の見直しを行い、ブーム打設とは別に歩掛を設けていただきたい。

令和4年度の改善要望事項の「積17」においても類似の要望を出しており、その回答では、コンクリートポンプ車の施工実態調査を令和3年度から進めているが、サンプル数の不足や規格のばらつき等により実態が把握できていない状況との見解が示されているところだが、受注者の負担が大きくなり、入札不調にもつながっていることから、今後、サンプル数の積み上げ等を図っていただき、速やかな改正をお願いする。

## 〔回答〕

コンクリートポンプ車打設歩掛については、令和5年度にこれまで蓄積したデータを基に調査結果の分析を行ったところ、コンクリートポンプ専門業者の圧送料金は、打設1回あたり固定の基本料金、あるいは最低限度の打設量が

設定されている場合が大半を占めると判断されたため、専門業者の圧送料金相当額を見積りにより積算できるように、標準歩掛を見直し（R6・4・1から適用）とさせていただきます。

5 固化剤の使用基準及び歩掛の追加について  
〔改善要望の内容〕

近年、頻発する豪雨による山腹崩壊等が各地で発生しており、崩壊土砂を処理する機会が多くなっている。その際、崩壊した土砂には水分が多量に含まれている場合が多く、搬出のための積込や敷き均しの効率が悪いため固化剤を添加して処理しているが、明確な使用基準や歩掛が無いことから設計計上が見送られるケースがあり、受注者負担で施工しているところである。また、本来、固化剤の使用には事前に土質試験が必要となる。

このため、災害等の緊急時に使用可能な設計基準や歩掛を追加いただき、適切な設計・計上をお願いしたい。

## 〔回答〕

災害時の崩壊土砂を対象とした固化剤の使用基準や歩掛は、現地

の土質や降水量により崩壊土砂の性状等が異なることから、一律に設定することは困難と考えますが、それにより設計への計上が見送られることは不適切であると考えますので、見積りや類似の歩掛により適切に計上するよう都道府県に対し、指導・助言してまいります。

なお、歩掛設定のための施工実態調査は、適用頻度や重要性を勘案し、優先度をつけて実施しており、必要に応じて適宜対応していきたいと考えています。

## 6 仮設材(ロードマット)の使用基準及び歩掛の追加について

### 〔改善要望の内容〕

治山工事の現場は、地形が急峻で滑りやすい土質・地質の箇所が多く、通常は現場搬入路に仮設材として敷鉄板が計上されている。しかしながら、急傾斜地での敷鉄板は滑って危険なため、現場ではロードマットを使用しているが、任意仮設で設計変更の対象とならないケースがある。

このため、搬入路の傾斜角度や土質等を目安とした仮設材の使用基準やロードマット使用の歩掛を追加いただき、適切な設計・計上となるようお願いしたい。

### 〔回答〕

設計条件と現場に乖離があり、安全施工上、特定の仮設材の設置が必要と認められる場合は、任意仮設であっても設計変更の対象となりますので、適宜、受発注者間で協議をお願いします。

なお、歩掛設定のための施工実態調査は、適用頻度や重要性を勘案し、優先度をつけて実施しており、必要に応じて適宜対応していきたいと考えています。

## 7 谷止工等の増厚時の型枠設置時の歩掛の追加について

### 〔改善要望の内容〕

近年、既存施設の機能強化として谷止工等の増厚が施工されるケースが増えているが、その際も新設時の型枠設置の歩掛が使用されている。

しかしながら、増厚時は施工範囲も1m程度と狭いため効率が悪く、コンクリート打設時に通常のアンカーでは引き抜ける可能性があるため、施工効率が高く、引張強度が高いケミカルアンカーを使用する場合が多く、新設の型枠設置時の歩掛と乖離し、受注者の負担増となっていることから、増厚時の型枠設置歩掛の新設をお願いしたい

### 〔回答〕

毎年、頻発する自然災害に対応するため、国土強靱化対策が進められており、施設計画に当たっては既存ストック活用の観点からも谷止工の増厚・嵩上げの増加が予想されるからです。

このため、現行の治山ダム型枠工と治山ダムの増厚・嵩上げに係る型枠工との施工実態の乖離を確認したところ、後者においては型枠支持材にケミカルアンカー等を使用する場合が大半を占めており、現行の型枠工の歩掛の労務費及び諸雑費率が施工実態と相違していると判断されたため、治山ダムの増厚・嵩上に係る型枠工については、別途積算することができるよう標準歩掛を見直し(R6・4・1から適用)たところ です。

## 8 既設コンクリート構造物の取り壊しに係る歩掛の見直しについて

### 〔改善要望の内容〕

長寿命化対策事業(治山)では、土留工・水路工など既設工の局部又は一定区間を取り壊した上で機能回復工事を行っているが、山間奥地における、急峻・狹隘で建設機械による取り壊しが行えない施工箇所では、コンクリートブレーカーによる人力施工を行っている

ことから、設計歩掛と現場施工経費に乖離が生じている。

特にコルゲートフリーユームの撤去作業は、腐食等で老朽化したコルゲートの撤去や急傾斜地での基礎コンクリートの取り壊しなど施工実態と施工歩掛けとの乖離が大きいため、現場条件に対応した施工歩掛(施工パッケージ)の改正を検討していただきたい。

### 〔回答〕

標準歩掛は標準的な施工が行われた場合の労務・材料・機械等の規格や所要量を工種ごとに設定したものです。このため、山間奥地の急峻な場所において行う「局部的な機能回復工事」や「危険な構造物の撤去作業」などの特殊な工種については、入札公告期間中に質問回答により設計条件等について確認するようお願いいたします。

また、特殊な作業で建設機械による施工が困難であるなど、代表機材規格が現場と合致しない場合は当該パッケージを適用することとは適切ではないと考えられますので、見積り等により適切に積算するよう都道府県等に対し指導・助言していく考えです。

**9 小型構造物の施工に係る歩掛の見直しについて**

〔改善要望の内容〕

山間奥地の急峻・狭隘箇所では、山間奥地の急峻・狭隘箇所では、施工されることが多い治山林道工事では、小型構造物の施工に際して、型枠（規格…900×1,800mm）施工時に多くの端材が発生するなど、設計歩掛と現場施工経費の乖離が大きいことから、施工経費（部材費）の増額を検討いただきたい。

また、小型構造物のコンクリート打設時に、地形等の制約から設計歩掛より多くの打設ロスが生じているため、コンクリート使用量の補正係数の見直しをお願いしたい。

〔回答〕

小型構造物のコンクリート打設時に一定数量のロスが生じることがは承認しており、標準的な施工が行われる場合については、コンクリート材料使用量の補正を行っているところですので。

また、型枠工の施工パッケージでは、条件区分として「鉄筋・無筋構造物」「小型構造物」などがあり、型枠用合板を含むそれぞれの施工に要する全ての費用が含まれていることを承知いただき、多く

の端材が発生する特殊な形状に加工しなければならぬ場合は、入札公告期間中に質問回答により設計条件等について確認するようお願いいたします。

なお、小型構造物の施工については、コンクリート二次製品を活用することで省力化等が図れることから、これらプレキャスト工法の適用促進について、都道府県等に対し指導助言していく考えです。

**10 曲線部のコンクリート擁壁工の施工歩掛の見直しについて**

〔改善要望の内容〕

林道工事におけるコンクリート擁壁工の曲線部での施工では、曲線半径が小さいほど作業効率が悪く、型枠資材等のロスも多く発生しており、型枠工にかかる施工パッケージによる設計と現場施工経費は乖離していると思われる。

このため曲線半径に応じた区分（20～30m、30～50m、50m以上など）による施工歩掛の調査及び見直しをお願いしたい。

〔回答〕

林道工事におけるコンクリート擁壁工の型枠工については、施工パッケージ積算方式により積算で

きることとなっておりますが、当該単価は型枠の製作・組立・解体に要する全ての費用を含むパッケージ単価であり、曲線半径に応じた条件区分は設定されていない点がご理解願います。

なお、施工パッケージ単価が実態と乖離していることが明らかとなった場合は、当該パッケージを適用することは適切ではないと考えられますので、見積り等により適切に積算するよう都道府県等に対し指導・助言してまいります。

**11 吹付工におけるプラントの移動経費等の適切な積算について**

〔改善要望の内容〕

林道工事では、小さな法面が点在している場合が多く、法面保護工のモルタル吹付、植生基材吹付工を施工する際は、その都度プラント移動が必要になる。

吹付工については、吹付面積100㎡当たりの歩掛により積算することとなっており、プラントの据付撤去や現場内小運搬を含むとされているが、この吹付面積による積算では受注後の施工者の負担増となる場合が多い。

このため、今後、災害に強い強靱な林道整備に向けて、法面保護工事の拡大が見込まれる中、林道

工事の入札不調を抑えるためにも、本歩掛の見直しをお願いしたい。

〔回答〕

吹付工において機械設置撤去が標準的な現場に比べて著しく多い場合は、別途設置撤去費用を計上する必要があると考えます。設計図書に示された施工条件と工事現場が一致しない場合は、設計変更の対象となりますので発注者と協議するようお願いします。

また、植生基材吹付工において小規模な施工面積が点在する場合は、植生基材マットを採用することも有効と考えられるので、当該工法の検討について、都道府県に助言してまいります。

**C 積算関係**

**1 工事発注等級を考慮した通勤補正について**

〔改善要望の内容〕

森林土木工事の現場は、山間部で市街地から遠距離、未舗装の区間も長いことから、他の事業と比べ通勤に時間を要する現場が多い状況にある。

特に、過疎地域では建設業者が減少し、AランクやBランクの業者がいない市町村も多く、現場ま

で片道 1 時間以上を要するの普通になってきているところ。

現在、通勤補正は、施工箇所の最寄りの市町村役場所在地（支所等を含む）から工事現場までの往復に要する時間が 90 分以上の場合に適用することとなっているが、当該市町村や支所の区域に、該当するランクの建設業者がない地区もある。

このため、市町村や支所の区域に該当する工事ランクの建設業者がない場合については、通勤の実態に合わせて、該当するランクの建設業者がいる近隣の市町村役場所在地を起点として、通勤時間の算定がなされるよう要望する。

### 〔回答〕

入札に参加される事業者のランク及び現場までの往復に要する時間は様々であり、入札公告時点において、補正の起点となる場所の特定は困難なことから、当初設計では通勤補正は、最寄りの市町村役場（支所等を含む）から現場事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所まで通勤に往復 90 分以上を要する工事としており、各事業者の通勤の実態に合わせることは困難なことをご理解願います。

一方、通勤補正における「起点」の定義は、森林土木工事における通勤実態を把握した上で見直す必要があると認識しているところである。このため、R5 完了工事を対象とした実態調査の実施を令和 6 年度中に予定していますので、調査の際はご協力をお願いします。

## 2 既設治山ダムの嵩上工事等に係る仮設工の適切な積算について

### 〔改善要望の内容〕

機能強化・老朽化対策事業等とし、既設治山ダムの嵩上げ等を行う場合、既存施設を乗越える必要があること等から、新設工事と比較して仮設道路等の仮設経費が大きくなり（本体工事よりも掛り増しとなる場合もある）、結果的に受注者の負担増となるケースが多い。このため、既設治山ダムの嵩上げ等の改良工事においても、施工条件に基づき必要となる仮設工の経費が適切に積算されるようお願いする。

### 〔回答〕

工事的な適正な品質を確保するために、仮設工は極めて重要であり、仮設に要する費用は設計・積算に適切に計上されるよう、引き続き都道府県に指導・助言して

まいります。

なお、当初積算時の想定と現場条件が異なる場合は、「森林整備保全事業に係る設計変更等ガイドライン」のとおり設計変更を行うことができませんので、発注者と協議いただくようお願いいたします。

## 3 谷止工の水替工における常時排水による設計・積算について

### 〔改善要望の内容〕

水替工は、作業時の湧水をポンプで処理することを標準として「作業時排水」で設計されており、それには、作業前（1～3 時間）の排水や、コンクリート打設前後の型枠組立養生などのため一時的に昼夜排水するものも含むとされている。

そのような中で谷止工の施工箇所に関しては、湧水のない現場はほとんどなく、水を貯めてしまうと掘削面が崩れ手戻りが生じたり、排水までに時間が掛かり効率的に施工ができなくなるため、大抵の現場では「常時排水」で対応している状況にある。

ついては、常時湧水のみられる谷止工施工箇所における水替工は、当初から「常時排水」で設計・積算がなされるようお願いいたします。

### 〔回答〕

溪間工の水替工において、当初設計段階に湧水の量が確認できない場合は「作業時排水」での設計になることをご理解願います。

なお、現場実態から明らかに常時排水が必要な場合は、入札公告期間中に質問回答により確認するようお願いいたします。

また、施工箇所の床堀・廻水後に昼夜連続的に排水が必要となる量の湧水が確認され、常時排水を行う必要があるなど、当初積算時の想定と現地条件が異なる場合は、適切に設計変更をするよう、都道府県に指導・助言してまいります。

## 4 片切における高所法面掘削機械の適用基準の設定について

### 〔改善要望の内容〕

土砂地で切取幅 5 m 未満の領域における片切箇所において、機械施工が不可能な場合は人力切崩しを適用することとされている。このような場所において、高所法面掘削機械による設計とする場合は、発注者はその必要性や妥当性を十分検討した上でこれを適用することとなると思われるが、現行の歩掛ではその判断基準が明示されておらず、結果として人力掘削によ

る設計・積算となり、受注後、現場実態等から機械掘削により施工した場合、受注者の負担増となるケースが生じている。

このため、人力による片切作業は重労働であり、法面作業員が不足している現状等も考慮し、一定の基準を満たす箇所においては、当初から高所法面掘削機械を適用できるように設計基準及び歩掛を設定していただきたい。

### 〔回答〕

標準歩掛は標準的な施工が行われた場合の労務・材料・機械等の規格や所要量を工種ごとに設定したものです。入札公告時における切取幅5m未満の片切掘削において、機械施工ができず、人力施工が困難な場合は、高所法面掘削機械の適用について、入札公告期間中の質問回答により確認するようお願いいたします。

なお、特殊掘削機械によるのり切工は継続して施工実態調査を行っているところですが、未だサンプル数が十分に確保されておらず、現状では歩掛の設定が困難な状況ですので、引き続き調査へのご協力をよろしく願います。

## 5 傾斜地での治山工事における適切な労務単価の設定

### 〔改善要望の内容〕

治山工事においては概ね20度以上の傾斜地での作業となる場合が多いにもかかわらず、山林砂防工の単価が適用される30度以上の勾配とならない場合においては、平地と同じ普通作業員での単価適用となる。

また、治山工事などの山腹での作業は、現場条件が厳しく危険性もあり、かつ様々な工種を組合せることから熟練した技術力が求められること、平地の普通作業員以上の技能が必要となるが、近年の建設業従事者の減少・高齢化もあり、特に都市近郊でのこれら熟練作業員の確保は困難となりつつある。

このため、勾配が30度未満の傾斜地における山腹工事においても、その作業内容等を踏まえ、適切な労務単価が設定されるよう要望する。

### 〔回答〕

山林砂防工は施工箇所の勾配が30%以上、即ち概ね17度以上の場合に適用できるため、まずは適用条件に合致した施工箇所においてしっかりと運用を図っていくことが重要であり、引き続き会議等の場

で都道府県を指導・助言していく考えです。

また、現在、作成を進めている森林土木工事設計積算マニュアルにおいて、山林砂防工の適用条件や適用範囲について分かりやすく解説することとしており、これらによりその適用を促してまいります。

## 6 人送モノレールの設置基準の明確化

### 〔改善要望の内容〕

近年、作業員の高齢化や夏場の猛暑日の連続などにより、労働時間の制約や現場への移動に伴う疲労から作業効率の著しい低下がみられる。

これに対して、労働時間に制約がある場合、人送モノレールが設置できるものとされているが、設置の目安となる労働制約時間等の設置基準が共通の設計積算基準として示されていないことから、発注者サイドも計上に苦慮しているところである。

このため、これら人送モノレールの設置基準をより明確な形で示していただくよう要望する。

### 〔回答〕

人送モノレールの明確な判断基

準は、①貨物用モノレールを設置する場合、②ケーブルクレーンまたはヘリコプターにより資材を運搬する場合としています。

また、令和5年度から施工現場までの移動手段が長時間の徒歩となり、労働時間に制約を受ける場合などに人送モノレールを設置できることとしていますが、様々なケースが考えられることから、現場条件を踏まえ適切に運用することとしています。

さらに、令和5年度よりモノレールに関する実態調査に着手し、設置基準も含めた歩掛の見直しを検討しているところですが、サンプル数が不足している状況ですので、引き続き調査へのご協力をよろしく願います。

## 7 急峻な山腹斜面での工事における人送モノレールの設計・計上について

### 〔改善要望の内容〕

急峻な山腹斜面における山腹工等の施工においては、施工現場までの作業員の移動手段として、人送モノレールの設置が必要となるが、設計には計上されておらず、企業努力により設置しているところ。

人送モノレールの設計・計上については、令和4年度の改善要望



事項（積 18）においても上げられており、林野庁からは「さらなる設置基準の明確化に向け検討してまいりたい」旨回答いただいているところである。

働き方改革の一環として、森林土木事業の厳しい施工実態等を踏まえた作業環境の改善において、人送モノレールの設置による作業員の負荷の軽減は重要であり、個々の発注者の裁量等に左右されず、必要な設置等経費の計上がなされるよう、適切な設置基準を明確化する必要があると考える。ついでには本件に係るその後の検討状況についてお教え願いたい。

#### 〔回答〕

人送モノレールの明確な判断基準は、①貨物用モノレールを設置する場合、②ケーブルクレーンまたはヘリコプターにより資材を運搬する場合としています。

また、令和 5 年度から施工現場までの移動手段が長時間の徒歩となり、労働時間に制約を受ける場合などに人送モノレールを設置できることとしていますが、様々なケースが考えられるので現場条件を踏まえ、適切に運用することとしています。

さらに、令和 5 年度よりモノレールに関する実態調査に着手し、設置基準も含めた歩掛の見直しを検討しているところですが、サンプル数が不足している状況です。引き続き調査へのご協力をよろしくお願いたします。

近年、夏場には猛暑日が連続するなど現場においては暑さ指数による作業時間制限などの厳格な運用が必要になってきていることから、これに対応した夏季の労務単価や歩掛の補正が必要と考える。

#### 8 労務単価及び歩掛りの夏季補正について

##### 〔改善要望の内容〕

近年、夏場には猛暑日が連続するなど現場においては暑さ指数による作業時間制限などの厳格な運用が必要になってきていることから、これに対応した夏季の労務単価や歩掛の補正が必要と考える。

昨年度の改善要望事項の「その他 1・2」に対する回答において、国交省における検討状況を踏まえた対応について触れられていたが、その後の状況等についてご教示いただきたい。

#### 〔回答〕

国土交通省では先般、猛暑日を考慮した工期設定となるよう関係通知を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認されている場合には適切な工期延長を行うなどの見直しが行われています。

このため、林野庁でも工期の設

定において、不稼働日に暑さ指数を考慮し、従来に比べてより適切な工期設定が可能となるよう、設計積算要領等の細部取扱いを見直し（R6・4・1から適用）たところです。

#### 9 コンクリートポンプ車打設の積算方法について

##### 〔改善要望の内容〕

県発注工事では、1回あたりの打設量が少量であったり、施工箇所が飛び飛びであることなどにより、実打設時間が短く打設日数（回数）が高むことが多々ある。

ポンプ打設会社からは、短時間での打設でも山間地域への移動時間等により半日単位や場合により日単位の請求となるため、標準歩掛での積算との乖離が大きく、受注者の負担増となっている。

このため、積算方法の改善（請求書による清算等）をお願いしたい。

#### 〔回答〕

コンクリートポンプ車打設歩掛については、令和 5 年度にこれまで蓄積したデータを基に調査結果の分析を行ったところ、コンクリートポンプ専門業者の圧送料金には、打設 1 回あたり、固定の基本

料金、あるいは最低限度の打設量が設定されている場合が大半を占めると判断されたため、専門業者の圧送料金相当額を見積りにより積算できるよう、標準歩掛を見直し（R6・4・1から適用）たところです。

#### 10 不整地運搬車の積算について

##### 〔改善要望の内容〕

令和 5 年度から不整地運搬車の供用日数の見直しを行っていたところであるが、現場の実態として、リース車両をその都度リース会社に返却すると、必要時に再度借りられない場合があり、やむをえずリース車両を現場に留め置かざるを得ない場合がある。

このため、これら現場存置期間を勘案したリース料が計上できるよう要望する。

#### 〔回答〕

不整地運搬車歩掛における運搬車の賃料日数は、令和 4 年度の施工実態調査の結果を踏まえ、賃料について供用日を 1・75 供用日から 2・18 供用日に見直しを行いました。現時点においては、見直した当該歩掛が標準的な現場実態を適正に反映しているものと考えておりますのでご理解いただきます

ようお願いします。

## 11 若手技術者の参入促進を図るための総合的な取組の促進について

### 〔改善要望の内容〕

建設業全体で技術者・技能者の高齢化及び新規参入者の減少が課題となっているが、特に一般土木分野と比較して現場条件の厳しい森林土木事業に関係する企業において大きな問題となりつつあり、このままでは地域の安全・安心の担い手としての企業の存続が危ぶまれる状況にある。また、今後、森林土木工事の現場での生産性の向上を図っていくためには、ICT施工の導入促進が重要となるが、その場合も若手技術者の参入促進が肝要と考える。

そのためには週休二日制や育児休暇の取得の定着等の就労環境の改善が必要と考える。その一方、例えば、厚労省が唱えている「パパママ育休2年間の導入により、現場技術者が2年間不在になると、地方の企業としてはなかなか難しい面もあるが、このままでは若者に選ばれる業界にはなれない。

ついては、このような若者の就労環境が整えられるような十分な利益が確保され、地域の守り手で

ある地方の企業の安定した経営が可能となるよう、森林土木事業の現場実態に見合った歩掛等による設計・積算に向けたさらなる取組をお願いする。

同趣旨の令和4年度の改善要望事項の「積11」に対して、「選ばれる森林土木」に向けて引き続き取り組みを進めていく考えとの回答をいただいているが、森林土木事業の受注者が適正な利潤を得る観点から、今後、どのような点に重点的に取り組んでいく考えかお示しいただきたい。

### 〔回答〕

森林土木工事は山間奥地や急傾斜地で行われる現場が多く、施工条件も厳しいため、現場の特徴を適切に反映した設計積算となるよう、林野庁では「選ばれる森林土木」に向けて各歩掛の見直しや見積りの活用、生産性向上のためのICT活用工事の推進などに取り組んでいます。

令和5年度は、治山工事の掘削について施工の難易度に応じた歩掛を設定しており、林道工事の掘削工についても施工実態にあった掘削土量が小さい歩掛を新たに追加したので、より現場の特徴が反映される設計・積算が可能となり

ました。

また、奥地の工事現場へのアクセスで作業時間が短くなる場合の労務費補正や現場実態に合うよう見積りを有効に活用するなどの取組を行っています。

さらに、令和6年度からは施工実態を踏まえた林道工事における盛土工に係る歩掛の設定やコンクリートポンプ車打設歩掛における専門業者の圧送料金相当額の見積りの活用等について新たに導入したところです。

こうした取組により、適正な利潤が確保された予定価格の設定が可能となるよう、今後も皆様のご意見等を踏まえ継続的に見直しを行っていくとともに、取組内容の普及に努めてまいります。

## 12 調査・測量業務の労務費等の補正について

### 〔改善要望の内容〕

施工現場の奥地化に伴い、工事に関しては作業時間に制約を受けられる場合等は労務費等の補正がなされるが、地質調査や測量業務等の外業についても、奥地の現場や急傾斜地で移動に苦慮する現場では工事と同様に作業時間に制約があることから、労務費等の補正をお願いしたい。

### 〔回答〕

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領では、地質調査業務及び測量業務について、自動車下車地点から現場までの徒歩区間が30分を超える場合は、外業に係る歩掛を10%（更に30分増すごとに10%）増すことができるとされているので、工事実施に伴う地質調査や測量業務等が必要となる場合は、当該歩掛や見積りにより対応するよう受発注者間で協議をお願いします。

## 13 大径木の支障木伐採における機械作業による積算について

### 〔改善要望の内容〕

施工現場での支障木伐採について、設計では準備費としてチェーンソー伐開で積算されているが、特に大径木がある現場等では人力作業だけでは対処できず、車両系建設機械や高性能林業機械を使用した作業となり、採算に合わない状況にある。

支障木の処理については、令和3年2月に見積りを活用した積算についての通知が出されているところであるが、発注者サイドでこの通知を活用し、機械作業により積算することまでは困難と考えられることから、当歩掛の適用範囲

を踏まえ、実状に応じた積算となるようお願いしたい。

#### 〔回答〕

支障木の伐採処理については、見積りの活用を推進する観点から、令和5年度に森林整備保全事業標準歩掛を見直し、共通工の土工で参考歩掛として示していた伐木処理の歩掛を森林整備に移したところです。

また、「支障木等の伐木処理を含む工事において見積りを活用して積算する場合の留意事項について（令和3年2月5日付け事務連絡）」は各発注機関により広く活用され、支障木伐採の積算が改善されたとの声をいただいておりますが、今後は機械作業も見積りによることが可能であることを含め、都道府県に活用に向けた指導・助言を行ってまいります。

#### 14 工事着手前の除草作業の積上げ計上について

##### 〔改善要望の内容〕

除草については、準備費として共通仮設費率に含まれるとされているが、例えばマツクイムシ被害跡地等でシダ類等の雑草が腰以上の高さまで密に繁茂している工事箇所においては、工事着手前の基

準測量や丁張設置、あるいは工事支障木のチェーンソー伐採作業等において、事前にこれらの雑草を草刈り機により除去する作業が必要となる場合が多く、受注者の相当の負担増となっている実態にある。

このため、これらの施工実態等も踏まえ、一定以上の労力を要する除草作業については、それぞれの現場条件に応じて積上げ計上の対象となるよう、設計・積算の見直しを要望する。

#### 〔回答〕

除草は現行の積算要領では共通仮設費の準備費に該当し、共通仮設費率に含むこととしておりますので、積上げ計上は困難であることをご理解願います。

なお、草刈り機での除草が困難で、作業の実態が除草とは言い難い場合は受発注者間で協議の上、適切な対応をお願いします。

#### D その他

#### 1 林道の出来形管理に係る作業の軽減について

##### 〔改善要望の内容〕

曲線が多い林道工事、特に林業専用道において、IPの復元や測点毎の横断全箇所に来形測定用

の目申の設置を求められており、手間や労力を非常に要するため、検査等で必要な箇所だけ設置するなどにより、出来形管理に係る作業の軽減が図られるよう要望する。

#### 〔回答〕

森林整備保全事業施工管理基準では、掘削工及び路体・路床盛土工の測定基準は「施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所」となっており、測点毎の横断全箇所を目申設置は不要と考えますので都道府県に指導・助言してまいります。

なお、各都道府県において独自に出来形管理基準を設定している場合は、それに拠り、出来形管理を求められることをご理解願います。

#### 2 特殊工事等に係る入札における積算資料の公表について

##### 〔改善要望の内容〕

物価版等に計上されていない水路や防護柵、のり枠等の特殊工事等の積算にあたっては、入札時の公告資料だけでは適正な入札金額の積算が困難であり、結果として入札不調となる場合がある。

このため、公告資料として、発注者が設計・積算に活用した見積や参考歩掛等を提示いただくようお願いする。

#### 〔回答〕

公告時の設計図書の取扱いは各都道府県において規定しているものと理解しておりますが、一般的に適正な積算に必要な資料は原則として提示するべきであると考えますので、公告資料で不明な点については、入札公告期間中に質問回答により確認するようお願いいたします。

#### 3 建設資材の価格高騰へのより

##### 実効性のある対応について

##### 〔改善要望の内容〕

近年の物価上昇が激しい中、建設資材においても鋼材類や燃料油、生コン、アスファルト合材等の価格高騰が続いている

こうした中で、工事請負契約書（契約約款）に「スライド条項」はあるものの、計算も複雑で、請負工事費が高くと、その1%を超えない場合が多々あり、スライド条項が適用されない場合が多く、結果的に事業の採算が取れない場合も生じつつある。

このため、最近の資材価格の高

騰に対して、スライド条項の適用だけでなく、より実効性のある対応を講じていただくよう要望する。また、契約方式として工事原価の透明性を高める「オープンブック・コストプラスフィー方式」があるが、森林整備保全事業の発注においてもその導入等何らかの検討がなされているのかお教え願いたい。

#### 〔回答〕

物価変動が想定される建設資材の実効性のある対応については、入札時点の直近の実勢価格を適切に反映することで、価格高騰の影響を緩和することが重要であると考えており、今後、こうした積算を実施するための具体的な方法について、設計積算マニュアルに記載することとしており、これらにより都道府県に周知してまいります。なお、「オープンブック・コストプラスフィー方式」について森林整備保全事業での導入については、他機関の導入状況等を注視してまいります。

#### 4 「治山事業・林道事業積算基準等分析調査」の調査時期について

〔改善要望の内容〕  
毎年、標準歩掛の改正及び新規

歩掛の整備のため、前記調査の協力依頼がなされるが、土工等（特に不整地運搬車関係）の実態調査は、依頼する時期が9月からと遅いため、その時点までに該当する工事が終わってしまうことが多い。サンプル数を確保するためには、工事着手前の準備もあり、できるだけ早期（できれば5月中）に調査依頼を出していただきたい。

#### 〔回答〕

林野庁では治山・林道の積算基準等を改善するため様々な分析調査を行っておりますが、分析するための調査サンプルの不足が課題となっており、例年9月の調査依頼では時機を逸しているといった意見もあつたため、令和5年度は6月1日付けで各都道府県等に対して調査の協力依頼を行ったところとです。引き続き調査へのご協力をよろしく願います。

#### 5 森林土木を担う建設業の「人材の確保・育成」に向けた取組について

##### 〔改善要望の内容〕

山の守り手である建設業の人材を確保するためには、若者等の就業促進が重要であり、これからの森林土木を担う新たな「人材の確

保・育成」を促進する必要がある。

このため本協会では、発注者である県と連携し、森林土木工事の魅力発信PR動画を作成（徳島県ホームページ <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/ringyo/7215166/> を参照）するとともに小中学校及び高校への出前授業等（土育…つちい）を実施しているところであるが、国としてこれらの活動を支援するための取組（事業の創設や既存事業の拡充等）をお願いしたい。

#### 〔回答〕

林野庁では、将来にわたる森林土木工事の品質確保と、担い手の育成及び確保の観点から、

- ① 現場条件等を的確に反映した入札・契約による事業者の安定的な経営の確保
- ② 工期の適切な設定による長時間労働の是正
- ③ ICT活用工事の導入による生産性向上等

を図ること等を通じて、「選ばれる森林土木」に向けた取組を進めています。

また、近年、受発注者が協働する形で技術開発やICT施工等による生産性の向上に取り組み事例も増えてきており、引き続き林野

庁としてもICT等の取組に係る補助要件の緩和を行うとともに、治山・林道研究発表会等の各種会議を通じてその取組を普及し、人材育成に向けた環境整備がなされるよう支援してまいります。

なお、共通仮設費の中で、工事に関連した「地域連携」の取組として、現場見学会（イベント）の開催、見学所の設置、パンフレット・工法説明ビデオの作成などを計上可能とされており、人材育成に係る取組として活用することをご検討ください。

#### 6 働き方改革に伴う工事費の積算（労務費、現場管理費等）の見直し（継続要望）

##### 〔改善要望の内容〕

働き方改革により、1日の作業時間が短縮される一方、次のような理由から工期が伸びる傾向にあることから、これまでの標準工期内で工事を完了させるためには、工事費の積算（労務費や現場管理費等）が工事現場の実態に合わなくなっており、抜本的見直しを要望する。

（例）①熱中症対策のため、高温時には作業を中止しなければならず、今年の夏については、10時頃から15時頃まで工事がストップす

ることが多く、工期が伸びてしまう。

②冬季の工事は、山場は日照時間が少なく、半日分しか作業ができないため、工期が2倍に伸びることになる。

③道路使用許可時間帯は原則9時から18時までであり、厳しく制限されるため、道路工事等では、現場の準備から片付けまで（重機の搬入・搬出や休憩時間等も）入ると実際の工事時間は5時間程度にしかならないため、工期が伸びてしまう場合が多い。

④コンクリートの打設では、養生期間を確保するため、木曜日に生コン会社に注文が殺到して、予約できず、工期が伸びてしまう場合が多い。

令和4年度も同様の内容の要望を提出し、「熱中症対策としては、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を導入しているところ」、「国土交通省において昨年度から、夏季過酷な作業環境下における作業効率の低下状況を確認し、歩掛補正等の検討をしている（中略）林野庁においても検討のうえ適切に対応したい（趣旨）」、また、「森林土木工事の間接工事費については、一般土木工事と比較調査を継続的に行っている。一定の分

析結果が得られた段階で所要の見直しを行っていく考えである」との回答を得ていますが、これらの調査結果がでれば、ご教示願いたい。

また、いまだ個々の現場実態に即した具体的な形で工期設定が行われる状況にはないので、時間外労働の上限規制の義務化（令和6年4月以降）を間近に控える中、これらにきちんと対応するとともに、山地災害が多発する中、森林土木事業における担い手を確保していくためにも、例えば現在試行的に導入されている週休2日実施工事における間接工事費の補正について、1日の作業時間が一定以下となるような現場にも導入するといった、受注者の適正な利潤の確保及び従業員の賃金アップにつながるような対応について検討願いたい。

#### 〔回答〕

国土交通省では猛暑日を考慮した工期設定となるよう関係通知を改定するとともに、官積算で見込んでいる以上に猛暑日が確認されている場合には適切な工期延長を行うなどの見直しが行われています。

このため、林野庁でも工期の設

定において、不稼働日に暑さ指数を考慮し、従来に比べてより適切な工期設定が可能となるよう、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いを見直した（R6・4・1から適用）とところです。

また、細部取扱いにおいては、冬期工事の降雪日や道路使用許可時間帯などの現場状況を踏まえた工期設定も可能としていますので、都道府県に助言してまいります。

なお、国土交通省において、熱中症対策としての工期延長等に伴う増加費用の積算については必要性や実現可能性を含め、令和6年度も引き続き検討されているので、注視したいと考えています。

森林土木工事の間接工事費動向調査については、令和6年度も調査精度の向上を図りながら引き続き実施する予定で、一定の分析結果が得られた段階で所要の見直しを行う考えです。

工事における週休2日の取組については、現場閉所の状況に応じて労務単価、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の補正が可能であるため、その旨都道府県に助言してまいります。

#### 7 余裕期間制度の導入（継続要望） 〔改善要望の内容〕

国土交通省所管事業だけでなく、林野庁所管事業においても、「余裕期間制度」の活用により、受注者が工事着手前に建設資材や建設労働者などが確保できるようにすることで施工時期の平準化を図ることとされているが、林野庁所管事業については、いまだその活用がなされていない状況にある。

この制度は施工時期の平準化のみならず、働き方改革に向けての有効な手段と考えられるので、林野庁所管事業においても同様の制度の導入を要望する。

令和4年度も同様の内容の要望を提出し、「余裕期間制度の活用事例について都道府県の対応状況を聞き取り、先進的な取り組みがあればこれを共有する」との回答を得ていますが、先進的事例があればご教示願いたい。

#### 〔回答〕

余裕期間制度については、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いで定めているので、本制度の積極的な活用に取り組んでいくところです。

また、令和5年度から林野庁直轄工事における本制度の実施状況について調査を行っているところであり、併せて都道府県の先進事

例についても収集・整理し、情報共有していく考えです。

**8 工期外での書類作成期間の設定**

(継続要望)

**〔改善要望の内容〕**

建設業も2024年4月から完全週休2日制と時間外労働の上限規制(月45時間)が適用さる。従来通りの考えだと、現場完成と同時に書類作成も完了した上で工期内に竣工検査を受ける必要があるが、書類作成を間に合わせるため、現場担当者は相当の残業を強いられている実態にある。

このため、書類の削減・簡素化に加え、新たな試みとして、準備工の取扱と同様、工事完了後の工期外に書類作成期間を設けることを提案する。

これにより、その間、現場代理人等の技術者が他の業務に携われるようになることから、現場の生産性の向上や担い手対策にも貢献することが期待できる。

令和4年度も同様の内容の要望を提出し、「受発注者間の情報を電子的に交換共有できる情報共有システムを活用することで工事関係書類の作成の迅速化が図られることから、同システムの活用がさらに進められるよう都道府県を指

導・助言していく」また、「林野庁の直轄事業に係る提出資料について令和4年には、削減、簡素に取り組み、事務負担の軽減を図ったところで、都道府県にも情報共有し、その運用を進めていく考え」との回答を得ていますが、都道府県への指導助言がどこまでなされているか伺いたい。

**〔回答〕**

森林整備保全事業工事標準仕様書において、工事を完成した時に工事完成通知書を監督職員に提出する際には、「設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係等の資料の整理が全て完了し、監督職員に提出していること」としていただきますので、ご理解をお願いするとともに、工事完了後に書類作成期間を設けることについては、他機関の状況を注視してまいります。

また、情報共有システムの活用状況や直轄工事における工事提出書類の各種様式の簡素化については、各地域における治山・林道のブロック会議において都道府県に指導助言を行ったところです。引き続き会議等においてこれらの取組を情報共有し、運用を進めていく考えです。

**林野庁幹部人事異動**

次の異動がありました。

※( ) の職名は前職

令和5年4月1日付け

◎林野庁関係

◇(国研)森林研究・整備機構森林整備センター審議役(総合調整担当)  
木下 仁

◇林野庁整備課長 土居 隆行

(林野庁木材産業課  
木材製品技術室長)

◇林野庁森林技術総合研修所長  
嶋田 理

◇林野庁業務課長 宇山 雄一

(林野庁業務課技術開発調査官)

◇林野庁研究指導課森林保護対策室長  
門脇 裕樹

(林野庁治山課  
山地災害対策室長)

◇林野庁治山課山地災害対策室長  
徳留 善幸

(林野庁計画課  
施工企画調整室長)

◇林野庁計画課施工企画調整室長  
有山 隆史

(林野庁林政課監査官)

◎森林管理局関係

◇中部森林管理局長 森谷 克彦

(国立研究開発法人  
森林研究・整備機構理事)

◇東北森林管理局次長 唐澤 智

(東北森林管理局森林整備部長)

◇関東森林管理局次長 畑 茂樹

(国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所審議役)

◇中部森林管理局次長 井口 真輝

(中部森林管理局森林整備部長)

◇近畿中国森林管理局次長 川浪亜紀子

(関東森林管理局森林整備部長)

◇四国森林管理局業務管理官 増田 健太

(東北森林管理局  
山形森林管理署長)

◇北海道森林管理局総務企画部長 岩井 広樹

(林野庁管理課福利厚生室長)

◇東北森林管理局総務企画部長 田中 誠

(林野庁林政課管理官)

◇東北森林管理局森林整備部長 牛尾 光

(中部森林管理局  
飛騨森林管理署長)

地方協会だより (29)

# 適切な施工計画及び積算に向けた新たな取り組み

## — 埼玉県森林土木建設業協会 —

近年森林土木事業において、技術の多様化、現場管理の複雑化、適正な設計、管理の迅速な対応が求められています。

そして、現場条件に最適な工種・工法を選択し、初期の目的達成のために誰もが安全で安心できる工事を行い、完成させ、山村基盤ひいては、国土づくりを目指さなければなりません。

一方、森林土木事業は自然に起因する変化しやすい複雑な現場条件にさらされている。当初設計と違う現場条件あるいは様々な変化に対応するため豊富な知識と経験を基にした技術を駆使し、常に最良の森林土木事業を進めていかなければなりません。

このような中で、令和4年11月に埼玉県と本協会が「森林土木工事の技術検討に関する協定書」による協定を締結しました。この目的は現場が狭く、険しい山間地域の治山・林道工事を県が発注前に、現場に精通した高度な技術を持つ本協会の現場技術者と事前に現場で技術検討を行い、適切な施工計画や積算に寄与するもので、その後検討成果を参考にしながら工事内容を計画・発注する手続きになります。

内容は下のフローのとおりです。経費は令和5年度は、1日(1回)当たり30,250円(消費税込み)となっております。

本協定による初の技術検討の内容は、当協会員2社から各々1人、2名の技術者が発注元埼玉県川越農林振興センターと共同で飯能市内の治

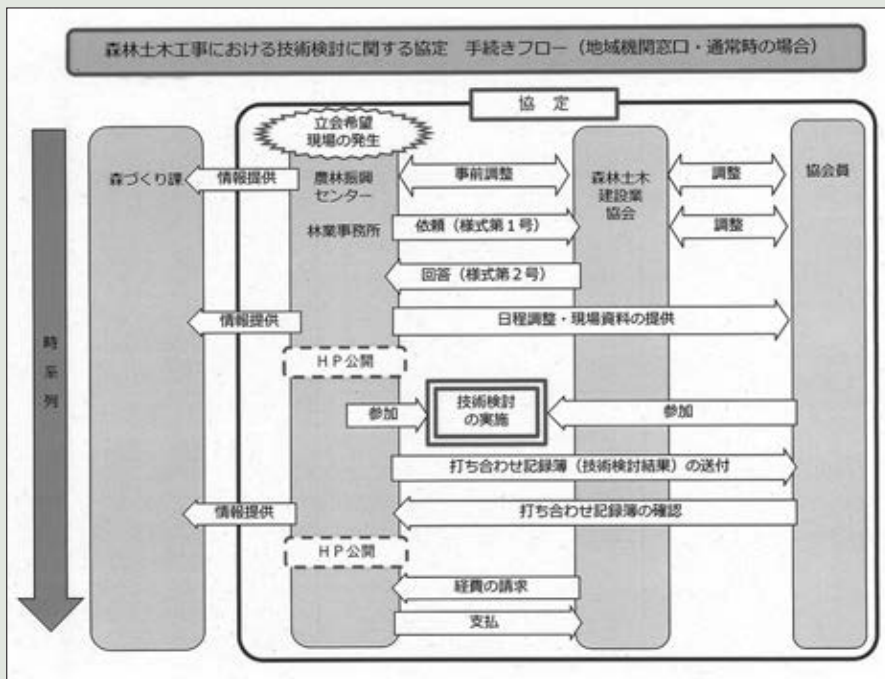
山ダムの新設工事でした。主な検討結果は次のとおりです。

- 1 資機材の搬入方法
  - ・ 水路沿いに仮設道を置き、地形が急峻な箇所は大型土のうを併用した盛土構造
- 2 資機材の仮置場
  - ・ 位置を施工地左岸斜面、進入路の入口にコンクリートポンプ車のヤードを確保
- 3 新設ダムの規模からみた土工量
  - ・ 0.45m<sup>3</sup>クラス

- 4 コンクリートの打設方法
  - ・ 仮設道入口にコンクリートポンプ車を配置、圧送管打設
- 5 近接人家などに配慮した安全対策
  - ・ 仮設道の水路横断部には仮設の暗渠管を設置
  - ・ 急勾配の仮設道となるため、土砂が流出しないよう十分注意

これを、発注元埼玉県川越農林振興セ

ンターが発注の設計計画条件の参考にして業務を進めました。今後とも、複雑な地形・地質や現場条件を踏まえた事前の技術検討が実施されることは、発注者・受注者の技術の確保・向上  
・ 設計変更の減少による効率化  
・ 安全・安心な施工  
・ 施工業者の適正な利潤の確保  
・ 地域住民からの信頼  
といった多くの効果が期待され、新たな取り組みと考えています。





現場での技術検討の状況

**これからの主な行事予定**

- ◇ 関東森林管理局総務企画部長  
水野 明
- ◇ 東北森林管理局  
置賜森林管理署長  
増田 義昭
- ◇ 関東森林管理局森林整備部長  
増田 義昭
- (林野庁研究指導課  
技術開発推進室長)
- ◇ 中部森林管理局森林整備部長  
村上 卓也
- (東北森林管理局  
青森森林管理署長)
- ◇ 四国森林管理局総務企画部長  
神崎 弘治
- (九州森林管理局  
大隅森林管理署長)
- ◇ 九州森林管理局森林整備部長  
松木 聡
- (林野庁経営企画課  
総括課長補佐)
- 6月12日(水)  
令和6年度 定時総会等
- 9月4日(水)～9月5日(木)  
森林土木総合技術研修(中央研修  
〔集合形式により開催予定〕  
11月上旬  
令和6年度 技術・労働委員会

**編集後記**

11月20日(水)  
2024 治山・林道のつどい  
※ 10月から11月にかけてブロック  
会議を開催予定

今年も7月1日から7日までを安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、「危険に気付くあなたの目」そして「痛み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」をスローガンとして、令和6年度全国安全週間の活動が全国一斉に取組まれます。

令和5年度の森林土木写真コンクールの受賞作品については、協会会報の前号(第172号、1月発行)でご紹介したところですが、これら応募作品(写真及び安全標語)をもとに、表紙に掲載した令和6年度労働安全ポスターを作成し、会員の皆様に配布、活用いただいているところです。写真等を提供いただいた皆様にはあらためて御礼申し上げます。

ポスターの構図としては、上段は法枠工事の施工現場において笑顔で安全作業に取りかかる様子、下段左は災害に強い強靱な林道整備が着々と進められている様子、

下段右上は災害復旧事業として治山ダムが施工され下流の学生寮等が保全される様子、下段右下は間伐材を残存型枠として使った治山ダムにより林地の保全が図られる様子をそれぞれ示したものです。多発する自然災害に対応した

「緑の国土強靱化」や2050年カーボンニュートラルの実現等森林資源の循環利用のさらなる推進に向けて、笑顔のある明るくゼロ災害の現場で、未来につながる森林づくりを進めていこうといった趣旨です。

次の労働安全ポスターの作成に向けまして、森林土木写真コンクールとしてポスターの原画となる写真及び安全標語の募集を行っていますので、引き続き多くの会員の皆様からの応募をお待ちしています。

新たな年度を迎え、全森建としまして、予算確保に向けた要請活動や働き方改革等に対応した設計・積算等の改善に向けた活動により、安全・円滑な森林土木事業の推進を図り、地域の安全・安心の確保と持続可能な社会の実現に貢献できるよう取組んで参りますので、引き続き会員の皆様のご理解・ご協力のほどをよろしくお願いたします。